平成２９年（フ）第２９２号
奈良県大和郡山市高田町９番地１　公団15―610
債務者　松田　法子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２９９号
奈良県天理市合場町77番地１　協栄ビル201
債務者　田中レアンドロ良正（ＴＡＮＡＫＡ　ＬＥＡＮＤＲＯ　ＹＯＳＨＩＭＡＳＳＡ）
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３００号
奈良県桜井市大字戒重295番地の３　105号
債務者　川端　康秀
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３０３号
奈良市法蓮町634番地の５　カレント・一条206号
債務者　須永　順子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３０６号
奈良市学園大和町６丁目665番地の１　サンクタス・リビオ学園大和花のまち404号
債務者　川崎　睦美
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３０８号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田西６丁目２番25号
債務者　栗本　和典
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３１５号
奈良県桜井市大字浅古1104番地　403
債務者　西之原美保
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４３号
広島県三原市和田１丁目８番11号
債務者　長尾　博之
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第６９号
広島県尾道市高須町1610番地１　グリーンリーフ202
債務者　島谷　宣義
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第８１号
広島県尾道市因島三庄町1693番地
債務者　梅野　夏梨
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２１３号
愛媛県松山市食場町甲100番地４
債務者　西成　隆博
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３９号
愛媛県松山市宮西３丁目７番23号　コーポ山本107号
債務者　丸橋波留子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５０号
愛媛県松山市鷹子町642番地１　土居ハイツⅡ　202号
債務者　加地　睦司
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１３号
福岡県飯塚市堀池150番地１　白土コーポ102
債務者　池田　美徳
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第６０６号
北九州市小倉北区宇佐町１丁目２番15―1203号
債務者　吉田　麗二
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６２５号
北九州市小倉北区下到津４丁目８番24―307号
債務者　宮原　　勉
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６３５号
北九州市小倉北区大畠２丁目５番２号（シティルーム大畠102号）
債務者　植木　龍一
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部